

国際関連情報 IFRS 解釈指針委員会報告

IFRS 解釈指針委員会の活動状況

IFRS 解釈指針委員会委員
 (住友商事(株)フィナンシャルリソースズグループ長補佐)

おうち たかつぐ
 鶯地 隆継

今回は3月及び5月に開催された国際財務報告基準解釈指針委員会(IFRS 解釈指針委員会)で議論された項目について報告する。まず、昨年8月に公表したIFRIC 解釈指針公開草案「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土費用の会計処理のガイダンス」に対するコメントレターの分析を受けた解釈指針案の修正案に関する議論を紹介する。他に今後のIFRS 解釈指針開発の可能性のある案件として、単一資産の購入に係る偶発価格についてのさらなる議論、また、株式報酬の源泉徴収後の決済に関する議論を紹介する。

IFRIC 解釈指針公開草案「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土費用の会計処理のガイダンス」の修正案

提示された修正案

IFRIC 解釈指針公開草案「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土費用の会計処理のガイダンス」に対するコメントレターの内容については、本誌第32号において紹介したが、その内容を受けて、スタッフは解釈指針案を大きく修正した。そのポイントは以下のとおりである。

1. 剥土キャンペーン (stripping campaign) と通常の剥土費用 (routine stripping) を区別することを求めない。

2. 剥土費用によって創造されたアクセスの便益を「直接的にアクセス可能な鉱石」にのみ紐付けることを求めない。
3. 新たに「鉱山のセクション」という言葉を使用し、認識した資産は「鉱山のセクション」の鉱石と紐付けられる。
4. 資産化の原則を以下のとおりとする。
 「企業は、その剥土活用によって創造される便益が、将来の期間において実現すると期待される限りにおいて、鉱山の生産フェーズにおける剥土費用を資産化しなくてはならない。」
5. 資産化にあたっては、発生した剥土費用を、一定のルールに基づき、生産原価と、将来の鉱石へのアクセスを確保する資産に配分する「コスト配分アプローチ」を採用する。
6. 配分の計算方法には将来採掘される鉱石の販売価格などを考慮して決める「関連のある便益アプローチ」とセクションごとの標準原価を算定し、標準原価を超えないものは生産原価とし、超えたものを資産とする「残余コストアプローチ」の2つのアプローチを提案。

3月の議論の内容と結論

スタッフが剥土キャンペーン (stripping campaign) と通常の剥土費用 (routine stripping) の区別を求めないことを提案したのは、そのような区分が容易ではないというコメント

が非常に多かったためである。一方で、鉱山業者は通常鉱山の管理を行う際に「鉱山のセクション」という言葉を用いているので、その言葉を活用し、「鉱山のセクション」ごとに資産を特定すれば、経営者の管理と一致するのではないかというのがスタッフの意図である。

しかし、この「鉱山のセクション」という言葉を用いることについては異論が多かった。理由は、この言葉がすでに鉱山業者の間でさまざまな意味合いで使用されている言葉であるため、この言葉をそのまま使うと誤解を招くおそれが大きいからである。そこで、最終的に「セクション」という言葉に代えて「コンポーネント」という言葉を用いることとした。「コンポーネント」という言葉であればIAS第16号「有形固定資産」で使用されているコンポーネントアプローチとも整合するため、この言葉を用いることとした。

スタッフの提案する「コスト配分アプローチ」についても議論があった。「コスト配分アプローチ」の考え方は、生産フェーズに入ってから、剥土費用には、生産原価になるものと、繰り延べるべき資産との両方が含まれており、その都度その配分を行わなければならないという考え方である。そのことは常に配分計算をしなくてはならないことを意味する。一方で、US GAAPは、生産フェーズに入ってからはずべて生産原価とするという考え方である。当初の公開草案の「剥土キャンペーン」という考え方は、基本はUS GAAPと同様に生産フェーズに入ってから剥土費用については原則生産原価とするが、新しくサテライトピットを開くなど、実質的に開発フェーズと同様の特別な作業が行われる場合には、それを「剥土キャンペーン」として指定して、別途資産化する道を残しておくという趣旨であった。

これは、US GAAPとの整合性を保ちつつ、その欠点を補った公開草案ということで、私は

非常に高く評価していたが、公開草案へのコメントを見る限りにおいては「剥土キャンペーン」というアプローチは、必ずしも理解されなかったようである。

以上のような議論を経たうえで、セクションという言葉に代えて、コンポーネントという言葉を用いることとなったこと以外は、概ねスタッフ提案が受け入れられ、その方向で公開草案を修正して、解釈指針ファイナル案が作成されることとなった。

IFRS 解釈指針ドラフト

3月の会議を受けて5月の会議において、解釈指針のファイナル案が提示された。解釈指針ファイナル案の要点は以下のとおりである。

- 企業は、以下の場合にのみ生産剥土費用を、資産の一部として認識しなければならない。
 - a) コストに関連する将来の経済的便益が企業に流入する蓋然性が高いこと、及び
 - b) コストを信頼性を持って測定できること
- 企業が剥土費用資産を認識するためには、次のことが可能でなければならない。
 - a) アクセスが改善される鉱床のコンポーネントを識別すること、及び
 - b) 鉱床の対象部分に対する改善されたアクセスに関連するコストを信頼性を持って測定すること
- 企業が、アクセスが改善された鉱床の対象部分を識別できない場合、又は鉱床の対象部分の改善されたアクセスのコストが信頼性を持って測定できない場合には、企業はこれらのコストを損益（生産原価）として認識しなければならない。
- 生産剥土費用を、生産された棚卸資産（生産原価）と剥土費用資産に配分する際に、別々に測定することが不可能な場合には、企業は残余コストアプローチを適用する。

○残余コストアプローチにあたり、企業は、識別された鉱床の対象部分にアクセスするための標準原価または予定原価を計算する。

以上が解釈指針ドラフトの要点である。ただし、5月の会議ではこのドラフトは承認されず、7月の会議において再修正のうえ再度決議にかけることとなった。議論となったのは以下の点である。

- ① 『アクセスが改善される鉱床のコンポーネント』の定義が明確ではない。
- ② 残余コストアプローチという具体的な手法を解釈指針で定めるのは好ましくない。

①について

公開草案と解釈指針ファイナル案との大きな違いは、公開草案段階では、生産フェーズに入ってから資産化については、ストリップング・キャンペーンという特別なオペレーションを行った場合にのみ行うとしていたものを、解釈指針ファイナル案ではそのような定義を取り下げて、企業が識別するコンポーネントというIAS第16号に記載のある一般的な表現に置き換えたことである。

しかしながら、こうすることによって新たな懸念が生じる。それは、コンポーネントの定義がないために、処理のばらつきが改善されない可能性があるということである。

仮に、鉱山全体が1つのコンポーネントだけで形成されていると主張すれば、鉱山全体を剥土比率法で処理することが可能になり、一方で、鉱山に含まれるコンポーネントを識別することができないといえ、US GAAPと同様に、すべてを生産原価として処理することが可能となる。これは実質的には会計選択が可能になるということの意味している。それでは、解釈指針を開発する意味がない。

②について

3月の会議において、生産フェーズに入ってから後の剥土費用を生産原価と剥土費用資産に

配分するための技術的な方法として2つの選択肢が示されたが、解釈指針ファイナル案では残余コストアプローチ一本に絞られた。これについて多くのIFRS解釈委員会委員が懸念を表明した。懸念の1つは残余コストアプローチに優位性があるとは必ずしもいえないということであり、もう1つの懸念はそのような具体的な方法を指定することが解釈指針としては行きすぎではないかというものであった。

以上の議論を受けて、5月の会議において解釈指針ファイナル案を決議することはできなかった。7月に決議することを目指して文案修正を行う。

単一資産の購入に係る偶発価格

本プロジェクトの範囲の定義

1月のIFRS解釈指針委員会の議論において、解釈指針開発を前提としたアジェンダに本件をとりあげることが決定された。3月の会議ではこのプロジェクトの範囲をどのように定義するかを議論した。

スタッフの提案は以下のとおりであった。

対象となる資産

IAS第16号の有形固定資産（原価モデルのみ）

IAS第38号の無形資産（原価モデルで、使用権の購入でないもの）

IAS第40号の投資不動産（原価モデル）

偶発価格が購入資産のコストの要素かどうかを以下のパラメーターを用いて判定する。

- (a) 追加の財又はサービスの提供の対価ではないこと
- (b) 資産の使用権の購入ではなく、資産そのものの購入であること
- (c) 資産が認識された日と意図した使用が可能となった日の間に生じたコストであること

- (d) 資産に特有のものであること
- (e) 原価モデルに従って会計処理される資産の購入契約から生じること
- (f) 金融商品を生み出すこと

まず、議論があったのは、プロジェクトの範囲を資産の定義によって決定できるかどうかということであった。1月の議論では追加支払いのトリガーが買い手の支配下にあるものが、負債かどうかを議論した。論点は負債があるかどうかであったので、プロジェクトの範囲を決定するのであれば、負債のタイプを定義することの方が先ではないかという議論である。たとえばIFRIC第1号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」では、負債のある取引を捉えることを主眼においているので、そのような方法もあるのではないかという議論である。また、資産の定義を厳密に詰めると範囲が狭くなりすぎて、意図した目的を達せられないのではないかという懸念も示された。

またもう1点議論が集中したのはスタッフが示したパラメーターのうち(c)の資産が認識された日と、意図した使用が可能になった日の間に生じたコストであるというパラメーターである。スタッフは固定資産の取得価格を念頭に置いて、使用開始日までに発生した追加コストは固定資産取得価格に含まれるが、それ以降に発生したコストは固定資産取得価格に含まれないことになって、同様のパラメーターを加えたのであるが、そこまで絞ってしまうことへの懸念が委員より示された。

会計処理

上記のような定義で決定した範囲内の取引であれば、偶発価格は金融負債の定義を満たす。このため、会計処理は金融負債として取り扱い、事後測定はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第9号「金融商品」にしたがって処理する。なお、IFRS第3号「企業結合」の

偶発対価の会計処理やIFRIC第1号の廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動の会計処理を類推適用することの可能性を検討することとした。

5月のIFRS解釈指針委員会での議論

5月のIFRS解釈指針委員会でも引き続きこの問題が取り上げられた。5月の会議において、スタッフは現行のIFRSの類似規定を参照し、それらの類推適用が可能かを検討し、さらに現在進行中の収益認識プロジェクト、及び、リースプロジェクトにおける議論との整合性をチェックした。

まず現行のIFRSの類似規定として、IFRIC第1号との比較を行った。IFRIC第1号では原状回復などに係る費用が見積りと異なる場合にそれをどのように反映するかということを決めたものであり、偶発価格と共通する部分がある。IFRIC第1号の考え方は、資産がコストモデルであるならば、見積費用の変動に伴う負債の増減に対する相手科目は資産のコストとなる。すなわち損益には計上しない。

次にIFRS第3号における条件付対価との比較を行った。特に、測定期間中の修正に該当する条件付き対価に注目した。IFRS第3号によれば、測定期間後の条件付き対価については、公正価値変動を損益で認識するが、測定期間中の公正価値変動は移転対価の一部として認識、すなわち暖簾の変動として処理することが求められている。

スタッフは以上の基準を有形資産及び無形資産の偶発対価に類推適用できないかを検討した。その結果として、IFRIC第1号は非金融負債の変動を扱っているが、有形資産及び無形資産の偶発対価は金融負債であるので、IFRIC第1号を類推適用することは無理があるという結論に至った。また、IFRS第3号の類推適用であるが、IFRS第3号はビジネス（事業）を扱って

いる基準であり、ビジネスの取引ではない取引にこれを類推適用することは無理があるという結論に至った。

一方、現在進行中の収益認識基準とリース取引の新しい会計基準が目指している方向性との整合性という観点も検討した。

まず収益認識プロジェクトにおける不確実な対価の場合の扱いを参照した。現在のプロジェクトの考え方では、履行義務の有無と、その取引価格の測定、配分という風に分けて考える。対価が不確実であったとしても、履行義務を充足したことが明白であれば収益は認識され、あとはその取引価格の測定と配分の問題となる。この考え方を裏返せば、有形資産及び無形資産の偶発対価については、負債の認識は必要であり、後はその対価の測定の問題となる。

一方でリースプロジェクトでは、変動リース料の支払いにおいて、変動の要素が大きいものについては、そもそも測定の対象外とすることが検討されている。この考え方にしたがえば、有形資産及び無形資産の偶発対価についても、変動の要素が大きければ、負債の認識は不要となる。

以上の分析から、スタッフは現時点で有形資産及び無形資産の偶発対価について、何らかの結論を出すことは不可能であり、収益認識基準と、リース会計に関する最終的な動向を見極めながら再検討することとなった。

株式報酬の源泉徴収税後の決済

これまでの経緯

株式報酬にかかる源泉徴収税の問題については本誌第 31 号において詳しく述べたが、簡単に要約すると以下のとおりである。

企業が株式報酬を支払った場合に源泉徴収義務を負う場合がある。株式報酬の場合は現金取

引がまだ発生していないので、さまざまな方法があるが、実際に一番多く行われているのが、ストックオプションを発行する最初の段階から発行するオプションの数を税率分だけ少なく発行し、別途、税務署に対しては企業が自らの現金で源泉税を支払うという方法である。

上記のような方法を採用した場合に、実質的に持分決済型報酬として支払った部分は税引後の金額のみであり、会社が直接源泉税をおさめた部分は現金決済型報酬ではないかという議論がある。すなわち、株式報酬を 2 つの取引として、一方を持分決済型報酬として相手科目を資本とするが、源泉徴収部分については現金決済型報酬であるので、相手科目は資本ではなく負債とすべきというものである。

現在の IFRS 第 2 号「株式報酬」は持分決済型報酬と現金決済型報酬とを明確に区分しており、その定義も明確であることから、2010 年 7 月の IFRIC 会議での結論は、本件を議題として取り上げられることを reject し、処理のばらつきは想定できないという旨を明記した agenda decision 案を作成し、9 月に公表した。

これに対して、激しい反対のコメントレターが寄せられた。これを受けて IFRS 解釈指針委員会は、具体的なケーススタディを行ってさらなる考察を深めることとした。

3 月の IFRS 解釈指針委員会での議論

3 月の IFRS 解釈指針委員会では具体的な数字によるケーススタディを行った。本稿では紙幅の関係上設例の紹介は割愛するが、源泉徴収額部分も含めて持分決済型報酬とした場合と、源泉徴収部分を切り離して現金決済型報酬とした場合の結果は大きく異なることがクリアになった。ケーススタディとして取り上げたのは、ストックオプションを付与した時点から株価が大きく高騰し、行使時点の株価が付与日の 5 倍程度となったケースを用いた。そのようなケース

において、源泉徴収額部分も含めて持分決済型報酬とした場合にはほとんど費用が変わらないのに対して、源泉徴収部分を切り離して現金決済型報酬とした場合には、源泉徴収部分の負債評価額が大きく膨らみ、その見合いでの費用計上が必要となる。

このように極端なケースで2つの処理を比較してみると、源泉徴収部分を切り離して現金決済型報酬として処理をすることに問題があるということが明らかになる。議論の中で指摘された問題点は以下のとおりである。

- ① 税債務は企業の債務ではなく、株式報酬を受けた個人の債務であるにもかかわらず、その債務を企業が公正価値評価する形になってしまうこと
- ② 源泉徴収義務が発生するかどうかは、株式報酬の付与日時点では確定しておらず、経営者の意図はあくまでも全体を持分決済型の株式報酬を支払うことにあるので、経営の意図と異なる会計処理となること

現行 IFRS 第 2 号の問題点

以上述べたような矛盾がありながらも、現行の IFRS 第 2 号を字句どおり解釈すれば、ケーススタディとして取り上げたような取引については、現金決済型の株式報酬として取り扱わざるを得ないと判断される。このため、9月の IFRIC Update に公表した agenda decision では、処理のばらつきはないという結論であった。

では何故、経済的合理性がないにもかかわらず、そのような処理となるのか。

技術的な問題と根本的な問題に分けて説明したい。

【技術的な問題】

技術的な問題は、IFRS 第 2 号第 34 項および、同項に繋がる一連の規定において、現金決済型の部分と、持分決済型の部分を区分処理するこ

とを求めていることに起因する。この第 34 項以下の条項は、現金選択権付の株式報酬取引を扱っており、源泉徴収をすることによって結果的に現金決済型になってしまうような取引を想定した条項ではない。しかしながら取引そのものは、ほとんど同じであるので、源泉徴収のあった株式報酬については、34 項以下の条項が適用されてしまう。

米国基準では、この技術的問題を回避するために、税の源泉徴収の場合はこの例外とする旨の例外措置を設けている。IFRS でも米国基準と同様の例外措置を設けるべきではないかという議論があったが、例外措置を設けるということは基準の principle と異なるものを規定することになるため、IFRS 解釈指針委員会単独では結論を出すことはできない。一方で、IFRS 第 2 号にはさまざまな問題点があるので、2011 年 6 月以降に IFRS 第 2 号の抜本的な改善プロジェクトが始まると予想されている。

7月の IFRS 解釈指針委員会においても、ここまでの議論を行った上で、現時点での IFRS の規定どおりに解釈すれば現金決済型株式報酬の会計処理しか解釈の余地はないとの結論を出した。

【根本的な問題】

技術的な問題は IFRS 第 2 号の第 34 項以降の条文の記載に起因するものであるが、その背景には IFRS 第 2 号の構造的な、根本的な問題がある。その問題とは、IFRS 第 2 号が現金決済型株式報酬と、持分決済型株式報酬とを同じ基準の中で一緒に整理しようとしていることである。

そもそも現金決済型株式報酬と持分決済型株式報酬は、株価を基準に報酬額を算定するということが共通ではあるが、取引の本質は全く異なる性質の取引である。

現金決済型株式報酬は、報酬額の算定におい

て株価を参考にはするが、取引の本質は現金による給与の支払いである。取引の本質だけを見れば、株価以外の業績、すなわちパフォーマンスによる人事考課に基づいて報酬を決定する、その他の通常の報酬と何ら変わりはなく、本来IAS第19号「従業員給付」で処理されるべきものである。したがって、取引の本質は損益取引である。

一方で、持分決済型株式報酬はその性質が全く異なる。IFRS第2号、IN3によれば、持分決済型株式報酬は企業が自らの資本性金融商品（株式又はストックオプションを含む）の対価として財貨又はサービスを受け取る取引と定義されている。要するに、現金での支払いに代えて自らの資本性金融商品を引き渡す取引であるので取引の本質は資本取引である。本来資本取引であるものを損益の比較可能性の観点から、強制的に損益処理を行うのがIFRS第2号の特徴であり、特殊性でもある。

そのような特殊性の高い会計処理と、通常の従業員給付の取引の変形にすぎない現金決済型株式報酬を、株式価格に関係する取引であるからとして、同じ会計基準の枠内で処理しようとするところに根本的な問題がある。

なぜ、全く性質の異なる取引が同じ会計基準の中で処理することを試みているのかといえば、その原因は、現金で受け取るか、株式で受け取るかを選択できる、現金選択権付株式報酬などがあるためである。このため、IFRS第2号は全く性質の異なる取引を同じ基準の中で処理する形となった。

結果的に今回のような源泉徴収をすることによって結果的に現金決済型となってしまいうような取引も、現金選択権付の取引と同じ扱いになってしまう不合理が生じている。

IFRS 解釈指針委員会の結論

以上のような論点を踏まえて、IFRS 解釈指

針委員会はIFRIC Updateに技術的判断による結論を記載することを見送り、IASBに対してIFRS第2号の改善の必要性を訴えるということのみを記載することになった。

おわりに

IFRS財団はIFRS解釈指針委員会のパフォーマンスレビューと称するアンケート行い、今年の1月末に締め切った。5月のIFRS解釈指針委員会において、そのコメントの内容が紹介され、2時間にわたって議論が行われた。

非公開の議論であるので、あまり詳細をここで公開することはできないが、今後IFRSを実際に使用し始める日本にとっては重要な議論であるので、ごく一部を紹介する。

- IFRS 解釈指針委員会はIFRSの解釈をする組織であるので、IFRSオリジナルの原則を超えた新しい原則を規定するべきではない。しかし、実際にはIFRIC第4号、第12号、第13号、第15号といったものは、それ自体が基準に近いようなものとなっている。
- IFRS 解釈指針委員会は現行有効なIFRSに基づいた判断を行うべきであり、現在進行中のプロジェクトの中で示された原則を先取りして、その方向性に沿った解釈をするべきではない。
- IFRS 解釈指針委員会がアジェンダとして取り上げなかったものも、その理由によってはそれ自体が一定の解釈であると判断されるので、そのプロセスをもっと適正なものとするべきである。
- IFRS 解釈指針委員会の構成メンバーについて、
 - ・監査法人出身者が多すぎて実質的に監査法人の監査方針のすり合わせの場となっているのではないか。
 - ・IFRSを強制適用していない国の出身者が委員となっているのはおかしいのではないか。

- IFRS の解釈問題は IFRS の適用を強制されている国においては、国の制度であり、非常に重要。IFRS 解釈指針委員会の委員は強制適用をしている国からのメンバーのみとすべきである。

特に最後のコメントは説得力があり、真摯に受け止めるべきであろう。2012 年に日本は IFRS の強制適用をするかどうかを決定するが、判断を誤らないようにしていただきたい。